

大田市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定により、地縁による団体の認可申請があり、同条第1項の規定によりこれを認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年12月16日

大田市長 楳野 弘和

1. 認可した地縁による団体

(1) 名 称 山崎二自治会

(2) 規約に定める目的

- ア 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- イ 美化・清掃等区域内の環境の整備
- ウ 集会施設の維持管理
- エ 町民運動会への参加
- オ 敬老会等親睦会の実施
- カ その他本会の目的達成のため必要と認めること

(3) 区 域

本会の区域は概ね、大田町大田口 1137 番地、大田町大田口 1102 番地 14、大田町大田口 1116 番地 5、大田町大田口 1086 番地 1 で囲まれた区域とする。

(4) 事 務 所 大田市大田町大田口 1118 番地に置く

(5) 代表者氏名 馬庭 範成

(6) 代表者住所 大田市大田町大田口 1118 番地 41

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無
無

(8) 代理人の有無 無

(9) 解散の事由

- ア 地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(10) 許可年月日 令和4年12月16日